

議案第 3 号

倉敷市立幼稚園園則の改正について

倉敷市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 3 年 1 月 2 1 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市立幼稚園園則の一部を改正する規則

倉敷市立幼稚園園則（昭和 4 2 年倉敷市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 3 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 2 条の規定は、令和 3 年 9 月以後に利用される預かり保育について適用し、同月前に利用された預かり保育については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律により、地方税において、未婚のひとり親も対象としたひとり親控除が創設されたことに伴い、預かり保育料を算定する際の市町村民税の扱いにおける寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削除するため、規則を改正するものである。

倉敷市立幼稚園園則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第15号）新旧対照表

新	旧
第22条 条例別表第2備考ただし書の規定による市町村民税の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 条例別表第2における所得割額を算定する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8、第314条の9及び第328条並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。 (2) 条例別表第2における所得割額は、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の当該所得割の賦課期日現在における住所が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）の区域内であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、算定するものとする。	第22条 条例別表第2備考ただし書の規定による市町村民税の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 条例別表第2における所得割額を算定する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8、第314条の9及び第328条並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。 (2) 条例別表第2における所得割額は、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の当該所得割の賦課期日現在における住所が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）の区域内であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、算定するものとする。 <u>(3) 条例別表第2のB階層又はC階層の認定において地方税法第295条第1項又は第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項の規定を適用する場合は、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者であつて次のア及びイに掲げるものを、それぞれ当該ア及びイに定める者とみなす。</u> <u>ア 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第46条の2第2項に規定するものを有するもの 地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦</u>

イ 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族で地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定するものを有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの 地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫